

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 11 年 3 月 31 日までの3年間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標 1：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを作成し、全従業員に配布し制度の周知を図る。

<対策>

- 令和 8 年 4 月～ 「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を推進し、やまぐち“とも×いく” 応援企業の登録を受ける
- 令和 8 年 4 月～ 従業員へのヒアリングを開始、検討
- 令和 8 年 6 月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、研修などによる全従業員への周知

目標 2：年次有給休暇の取得の促進のため半日年次有給休暇を導入する

<対策>

- 令和 8 年 4 月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和 8 年 4 月～ 従業員へのヒアリングを開始、検討
- 令和 8 年 6 月～ 就業規則の変更をする
- 令和 8 年 6 月～ 職場内の掲示等により、年次有給休暇の取得を促す
- 令和 8 年 7 月～ 1 年間の年次有給休暇の取得状況を集計し、各従業員へ報告する

目標 3：女性従業員を 6 人から 8 人以上にする。

○取組内容・実施時期

取組内容：女性従業員の事務職及び製造職を採用する。

<対策>

- 令和 8 年 4 月～ 求人募集に関して求人内容等の検討・確認
- 令和 8 年 5 月～ ハローワーク・求人媒体で求人を提出する

取組内容：女性が工場で働きやすいような環境整備を行う。

<対策>

- 令和 8 年 4 月～ 従業員へのヒアリングを開始
- 令和 8 年 4 月～ 女性を配属する上で課題について検討
- 令和 8 年 4 月～ 工場内の衛生環境の整備と熱中症対策の検討および実施
- 令和 8 年 7 月～ 女性でも重量物を持ち上げやすいように電動式器具等の購入を検討する

目標 4：両立支援制度に関する全従業員への周知徹底を図る。

<対策>

- 令和 8 年 4 月～ 全従業員へのヒアリングを開始、検討
- 令和 8 年 6 月～ 両立支援制度紹介パンフレットの配布・掲示
説明会による全従業員への周知
両立支援制度を利用しやすい職場風土を醸成する